

< 医療費控除について >

医療費控除制度とは1年間(1月1日から12月31日まで)に医療費として支払った金額が10万円を超えた場合(200万円を上限とする)、確定申告の際に医療費控除として所得控除の対象となり、支払った医療費の一部が還付される制度のことをいいます。

インプラント治療費も医療費控除の適用が受けられます。

減税額(還付金額)は給与の年収、家族構成、申告する医療費の金額などにより異なります。

下記の表は医療費控除申告金額100万円とした場合の減税額(概算)の参考資料です。

医療費控除の適用を受ける医療費が100万円の場合

給与の年収	医療費が0円の場合			医療費が100万円の場合			減税額	医療費に対する%
	所得税	住民税	所得税住民税合計	所得税	住民税	所得税住民税合計		
600万円	96,600	214,800	311,400	51,600	124,800	176,400	135,000	14%
700万円	167,700	286,700	454,400	87,600	196,700	284,300	170,100	17%
800万円	258,700	364,600	623,300	155,600	274,600	430,200	193,100	19%
900万円	414,500	442,500	857,000	234,500	352,500	587,000	270,000	27%
1000万円	570,300	520,400	1,090,700	390,300	430,400	820,700	270,000	27%
1500万円	1,580,800	966,000	2,546,800	1,329,300	876,000	2,205,300	341,500	34%
2000万円	3,125,900	1,434,200	4,560,100	2,828,900	1,344,200	4,173,100	387,000	39%

* 社会保険料控除・生命保険料控除の適用を受け、配偶者・子ども2人(妻子ともに所得なし)の設定

例えば、上記注釈(*)の設定において、給与の年収が900万円、医療費が100万円で確定申告を行った場合、医療費0円の場合と比較すると所得税住民税の合計金額が27万円減税となり、かかった医療費(100万円)の27%が還付されることとなります。

医療費控除を受けるには確定申告を行う必要があります。

また、申告には領収書が必要となりますので、お渡しする領収書は大切に保管してください。